

国土交通省告示第九十七号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十六条第一項第四号の規定に基づき、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七一年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。)第二条に定める学科を修めなかつたもの

二 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。)第三条に規定する高度専門士を称するもの

三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

四 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

七 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者

八 旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者

九 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験(以下「専任の主任技術者としての実務経験」という。)一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者(その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む。かつ、五年以上の実務経験の後建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならない監視技術者(特例監視技術者を含む。))による指導を受けた実務経験(以下「専任の監視技術者による指導を受けた実務経験」という。)二年以上を含む者に限る。であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十四 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者(その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む。かつ、五年以上の実務経験の後専任の監視技術者による指導を受けた実務経験二年以上を含む者に限る。)であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十七 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十八 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十九 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの

二十 旧高等学校令による高等学校の尋常科、旧青年学校令による青年学校本科、旧師範教育令による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの

二十一 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

二十二 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者

二十三 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者

二十四 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者

二十五 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの

二十六 高等学校卒業程度認定試験規則による試験、旧大学入学資格検定規程による検定、旧専門学校入学者検定規程による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの

二十七 受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十五年以上の実務経験を有する者

二十八 受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む十三年以上の実務経験を有する者

二十九 受検しようとする種目が建築施工管理である場合においては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による二級建築士試験に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者

三十 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。）であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者

三十一 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法（昭和三十一年法律第三十九号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者

三十二 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

三十三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者

三十四 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

三十五 建設業法施行令第三十七條第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十六 建設業法施行令第三十七條第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十七 建設業法施行令第三十七條第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十八 建設業法施行令第三十七條第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十九 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十六條第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附 則  
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

1 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）は、第三十二号に定めるものとみなす。

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者は、第三十四号に定めるものとみなす。

3 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者は、第三十四号に定めるものとみなす。